



狩猟犬・罾などに設置する狩猟用発信器 (ドッグマーカ等)のルール

電波法で定める技術基準に適合しない狩猟用発信器の電波は、消防無線などの重要無線や他の無線に妨害を与える場合があります。

- ・ 狩猟用発信器を購入・使用される場合は、技術基準に適合しているマーク「技適マーク 」をご確認ください。
- ・ 「技適マーク 」のない狩猟用発信器を使用している場合は、電波法に違反しているおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 狩猟用発信器には、アマチュア無線の周波数帯を使用するものもありますが、このような機器は、アマチュア無線局として免許されません。

 **技適マークあり**

技適マークなし



消防無線などを
妨害



不法電波は罰せられます。

【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機や技適マークがある狩猟用発信器等を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。(電波法第110条)

【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、**5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。(電波法第108条の2)